

全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会実施規程

第1章(総 則)

第1条 全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会は、この連盟に加盟している団体が参加し、毎年7月から8月に実施する。

第2条 実施会場は、その年ごとに理事会でこれを定める。

第3条 このコンクールは、県内における吹奏楽の普及・向上を計ることを目的とするが、あわせて全日本吹奏楽コンクール四国支部大会予選も兼ねるものとする。

第4条 理事会は、毎年3月末日までに、全日本吹奏楽コンクールの実施規定、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規定、全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会実施規程に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

第2章(実施部門および参加人員)

第5条 実施部門は次のとおりにし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。

- (1) 中学生A部門 (2) 高等学校A部門 (3) 大学部門 (4) 職場・一般部門
(5) 中学生B部門 (6) 高等学校B部門

ただし、中等教育学校においては前期課程を中学生、後期課程を高校生とみなす。中等教育学校以外の団体においては、上記いずれか1部門に1団体のみ参加するものとする。

第6条 各部門の参加人員は次のとおりとする。

- (1) 中学生A部門……………50名以内
(2) 高等学校A部門……………55名以内
(3) 大学部門……………55名以内
(4) 職場・一般部門……………65名以内
(5) 中学生B部門……………20名以内
(6) 高等学校B部門……………20名以内

- 2 このコンクールには、上記の参加人員を超えて出場することはできない。
3 指揮者はこの人員に含まれない。

第3章(資 格)

第7条 各部門の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 中学生A部門

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める)

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
② 合同バンド 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校A部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(3) 大学部門

構成メンバーは、同一の大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(4) 職場・一般部門

構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

(5) 中学生B部門

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
② 合同バンド 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(6) 高等学校B部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒または同一県内の合同演奏可能な団体（吹奏楽連盟に加盟している小、中、高等学校の児童生徒で各校長が合同演奏を認めた団体）に限る。

ただし、同一経営の学園内の小学校児童、中学校生徒の参加は認める。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 その他、第7条第1項(1)－②、③及び第7条第1項(5)－②、③に該当しない団体の参加については、第一事業部でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

2 課題曲と自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。なお、楽器の持ち替えは認める。

3 演奏曲（中学生B部門、高等学校B部門の任意の曲）はこの限りではない。

第9条 指揮者の資格については次のとおりとする。

(1) 中学生A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門

指揮者については制限しないが、課題曲・自由曲ともに同一人が指揮をすることとする。

(2) 中学生B部門、高等学校B部門

曲ごとに指揮者が変わることも認める。

第10条 参加団体の資格に疑義ある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章(課題曲・自由曲および演奏曲)

第11条 出場団体は、課題曲と自由曲、あるいは演奏曲を演奏して審査を受けるものとする。

なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする。ただし、編成人数に満たない場合（課題曲で指定されているパートに欠員が生じている状態）は、その課題曲で指定された楽器内であれば代用することを認める。

(1) 中学生A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門

課題曲と自由曲とする。

(2) 中学生B部門・高等学校B部門

演奏曲（複数可）とする。

第12条 課題曲・自由曲の編成は、その年度の全日本吹奏楽コンクール実施規程に準じ、木管・金管・打楽器とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープ、曲中のスキヤット(声)は認める。（歌詞は不可）

2 B部門の演奏曲は、木管楽器、金管楽器、打楽器を主体とした編成を中心とする。

第13条 課題曲は、その年毎に全日本吹奏楽連盟理事会で決定し発表されたものとする。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏（自由曲・演奏曲）する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第5章(演奏時間)

第15条 演奏時間は、次のとおりとする。

(1) 中学生A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門

課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。

演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

(2) 中学生B部門、高等学校B部門

演奏曲（複数可）を8分以内で演奏する。

第16条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第17条 部門順序及び出演順序は、毎年理事会において決定する。

第6章(審査および表彰)

第18条 このコンクールの審査員は総会で推薦された候補者の中から理事会で決定し、理事長が委嘱する。審査員の数は、7名(県外4名以上)とする。審査方法は、理事会の定める全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会審査内規による。

第19条 表彰は各部門ごとに次のとおりとする。
(1) 中学生A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門
金賞・銀賞・銅賞とする。
(2) 中学生B部門、高等学校B部門
金賞・銀賞・銅賞とする。

第7章(四国支部大会への選出)

第20条 四国支部大会への愛媛県選出は、次のとおりとする。
(1) 理事長は演奏審査の結果、全部門について、審査員に具申し上位団体より代表権を与える。
(2) 全部門における代表数は、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規程による。

第8章(参加分担金)

第21条 各部門の出場団体は、参加分担金を負担することとする。

第9章(その他)

第22条 コンクール実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第23条 コンクールの運営経費は、次によってまかなわれる。
(1) 参加分担金・・・参加団体より
(2) プログラム売上金
(3) その他・・・広告料・撮影・録画・録音権料など

第24条 会場内で演奏及び審査の妨げになる行為、ならびに著作権法上問題になる行為(写真撮影、録音・録画)はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

第25条 このコンクールに出場しようとする団体は、この連盟の定めた所定の申込書によって理事会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第26条 その他全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会開催上の細目については理事会において定める。

第27条 この規程は全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規程の改定・本連盟の総会の議決により改定することができる。

第28条 この規程は、平成15年4月19日より実施する。
この規程は、平成19年4月14日に改定する。
この規程は、平成21年4月18日に改定する。
この規程は、平成24年4月21日に改定する。
この規程は、平成29年4月15日に改定する。
この規程は、令和5年4月23日に改定する。
この規程は、令和6年4月20日に改定する。

全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会審査内規

- 第1条 この内規は全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会実施規程第18条に基づき審査及び判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は7名（県外4名以上）とし、理事会で選出したのち、理事長が委嘱する。審査員は原則として、演奏家、作曲家、指揮者、音楽教育者、音楽評論家等の専門的知識、または吹奏楽の指導経験を有する者とする。
- 第3条 判定委員会は、理事長及び理事長の委嘱した者がこれにあたる。
- 第4条 評価は、次のように行う。
（1）A部門、大学部門、職場・一般部門は、課題曲と自由曲それぞれの演奏の「技術」と「表現」の2項目を5段階で評価する。
（2）B部門は、演奏曲の「技術」と「表現」の2項目を5段階で評価する。
- 第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。
（1）A部門、大学部門、職場・一般部門
判定委員会は、上位及び下位カットをした集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞にグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は3：5：2を目安とする。
（2）B部門
判定委員会は、上位及び下位カットをした集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞にグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は3：5：2を目安とする。
- 第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて審査員の意見を聞き、賞を決定する。
- 第7条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会への県代表の選出は、次のとおりとする。
A部門、大学部門、職場・一般部門、B部門の各部門参加団体の評価総点の高位から順に代表を選出する。ただし、同点同位により代表枠数に対する超過が生じた場合、全審査員が同点団体だけに同位がないように順位をつけ、その結果を見て高順位多数順とする。高順位多数順によって順位が決定しない場合、予め指名された審査員長の順位を優先させ、順位を決定する。
- 第8条 次の項目の違反の場合は理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。
（1）演奏時間の違反
（2）演奏者の資格違反
（3）出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合
（4）曲目、出演者数などによる違反
（計時は3名の実行委員が行い、その半分以上が違反と認めた場合）
- 第9条 審査票は出場団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表する。
- 第10条 この内規は理事会の議決によって改訂することができる。
- 第11条 この内規は、平成15年4月19日より施行する。
この内規は、平成21年4月18日に改定する。
この内規は、令和6年4月20日に改定する。